

横浜郷土史団体連絡協議会会則

議決 平成18年 3月 25日

(名称)

第1条 本会は、横浜郷土史団体連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を横浜市中区日本大通3番地、横浜開港資料館（以下、資料館と記す）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、横浜の郷土史に関心を持つ団体相互の連携をはかると同時に、団体と資料館との交流を推進し、もって横浜の歴史にかかわる市民活動を発展させることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 団体相互および資料館との連絡と提携
- (2) 定期大会・研究会・講習会・歴史散歩などの開催
- (3) 会報などの発行
- (4) 団体が主催する事業への後援
- (5) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、横浜市内で活動し、横浜の郷土史に関心を持つ団体とする。

(入会)

第6条 本会に入会する団体は、入会申込書を会長に提出し、役員会で承認の後、会長が直近の定期大会で報告するものとする。

(会費)

第7条 本会に入会する団体は年会費として1000円を納入することとする。

(退会)

第8条 会員が退会する時は、その旨を会長に届け出なければならない。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。役員は入会団体の中から定期大会において選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名

(役員の仕事)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総理する。幹事は、会長を補佐する。会計は予算の執行を管理し、会計監査は予算の執行が正しくおこなわれていることを監査する。なお、会長に事故がある時は幹事の中から幹事の互選により会長代理を選出し、その職務を代理する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任はさまたげない。欠員補充による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(定期大会の開催)

第12条 定期大会は、会長が招集し、年度（4月から3月）の初めに開催する。

(定期大会の定足数)

第13条 定期大会は、入会団体の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があれば出席とみなす。

(定期大会の議事)

第14条 定期大会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を協議・議決する。議決は過半数とする。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 前年度の事業報告に関すること。
- (3) 予算および決算に関すること。
- (4) 会則の改廃に関すること。
- (5) 役員を選出に関すること。
- (6) その他、会長が必要と認めた事項。

(役員会の開催)

第15条 役員会は、会長が必要と認めた時に開催し、次に掲げる事項を協議する。役員会の構成メンバーは会長・幹事・会計とする。

- (1) 定期大会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 定期大会に付議すべき事項。
- (3) その他定期大会の議決を要しない本会の業務の執行に関する事項。

付則

本会則は、平成18年4月1日より施行する。